

教職員の懲戒処分等について

令和7年5月9日付けで、次のとおり、懲戒処分等を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県立学校 教諭 (26歳)	懲戒免職	令和5年2月上旬から令和6年12月下旬までの間、校内及び校外において、自校の生徒に対して、わいせつな行為を行った。 このことは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に違反し、教育公務員としての職の信用を著しく損なう重大な非違行為であり、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。

上記の県立学校の校長（期間中2名）に対しては、「訓告」の行政措置を行うこととしました。

【担当】

教職員課 県立学校人事係長 内田 俊行

（内線）4922

（直通電話）082 - 513 - 4922

（e-mail）kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp